

地域医療構想ワーキンググループ設置要領

(趣旨)

第1条 「福島県保険者協議会設置運営規程」第1条第1項において「福島県医療計画の策定又は変更に当たっての意見提出を行なうことを目的とする。」と規定している。ついては、この目的達成のため、企画調整部会の下に「地域医療構想ワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)を設置し調査・分析等を行なう。

(内容)

第2条 ワーキンググループにおいて検討する内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 医療計画策定及び変更に関する調査、分析
- (2) 前号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 ワーキンググループの構成団体及びグループ員数については、別紙のとおりとする。

(組織)

第4条 ワーキンググループにグループ長及び副グループ長を置く。

- 2 グループ長及び副グループ長は、ワーキンググループ員の互選により選出する。
- 3 グループ長は、ワーキンググループの会務を総理し、ワーキンググループを代表する。
- 4 副グループ長は、グループ長を補佐し、グループ長が事故あるときは、その職を代理する。

(任期)

第5条 グループ員の任期は、ワーキンググループの設置期間とする。

(事務局)

第6条 ワーキンググループの事務局は、福島県国民健康保険団体連合会に置くものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営について必要な事項は、グループ長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 5 月 15 日から施行する。

別表

地域医療構想ワーキンググループ構成団体及びグループ員数

構成団体	グループ員数
全国健康保険協会福島支部	2
国民健康保険（市町村）	2
福島県後期高齢者医療広域連合	1
健康保険組合連合会福島連合会	1
福島県国民健康保険団体連合会	1
計	7